

## **大阪市障がい者支援計画の 実施状況について**

## 2018年度（平成30年度）障がい者支援計画の取り組み状況、評価について

点字1頁上段

### 第1章 共に支えあって暮らすために

#### ◆啓発・広報 情報・コミュニケーション

- 心の輪体験作文、ヘルプマークの普及など啓発活動の実施
- 「あいサポート運動」の取組み開始
- 小学生向け福祉教材「ふくし読本」の作成、配布し授業等で活用
- 区窓口でタブレットを活用した遠隔手話通訳サービスを全区で実施



点字1頁下段

啓発について、効果測定は難しいが、引き続き取り組みを進める必要がある  
あいサポート運動については企業等への研修参加の呼びかけが必要  
ふくし読本は効果検証し、福祉教材の配布や生徒と福祉をつなぐことが必要

点字2頁中段

### 第2章 地域での暮らしを支えるために

#### ◆ 権利擁護・相談支援 生活支援 スポーツ・文化活動等

- 事業所の増加に伴い、指導監査の実地指導件数が伸び悩んでいる
- 各区障がい者基幹相談支援センターとして位置づけ体制整備を図った
- 訪問系サービス、障がい児支援は計画を下回り、日中活動系サービスは上回る状況にある
- 発達障がい者の親支援講座では、応募者が少なく中止したものがある



点字3頁中段

指導体制等を見直し、前年度の実施数を上回るよう取り組みを進めることが必要  
区障がい者基幹相談支援センターの体制強化の効果を検証し、専門性の確保が必要  
利用しやすいサービスとなるよう、必要な情報提供体制の充実が必要  
研修等については、ニーズ把握を行いながら、内容の工夫が必要

点字4頁上段

### 第3章 地域生活への移行

#### ◆ 施設入所者の地域移行 入院中の精神障害のある人の地域移行

- 基幹相談支援センター、入所施設、指定相談支援事業所との日ごろからの連携等について、地域自立支援協議部会で検討

- ・ 地域移行支援の制度が利用しづらい等の意見がある。
- ・ 精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置について検討



点字4 頁下段

施設訪問による入所施設の顔の見える関係づくりが必要  
交通費給付事業については、もっと周知が必要  
精神障がいにも対応した協議の場の設置に向けて早急に体制づくりが必要

点字5 頁中段

#### 第4章 地域で学び・働くために

- ◆ 障がいのある子どもの教育の充実 就業支援
  - ・ 児童発達支援利用者負担学について、4・5歳児を無償とした
  - ・ 地域図書館において、拡大読書器の設置及び対面朗読の実施が十分でない



点字5 頁下段

今後は4・5歳児に加え、3歳児の利用者負担の無償化を実施が必要  
今後、建て替え等の際、拡大読書器、対面朗読室を設置することが必要

点字6 頁中段

#### 第5章 住みよい環境づくりのために

- ◆ 移動円滑化 暮らしの場の確保
  - ・ 鉄道駅舎のエレベーター整備、可動式ホーム柵の整備が進められた
  - ・ グループホームのスプリンクラーの設置は、国庫補助となるため臨機応変な対応ができない



点字6 頁下段

今後は、大阪メトロの中長期経営計画のように、着実に鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化が必要  
グループホームの開所法人への意向調査を行い、新規開所につながる支援を行うことが必要  
グループホームについて、ホームページの他に啓発・広報啓発の検討が必要

## 第6章 地域で安心して暮らすために

### ◆ 医療施策の充実 療育支援体制の整備

- ・ 医療的ケア児の支援に関わる保育、医療、福祉、教育等の関係機関と地域の課題や対応策について、意見交換や情報共有の場の設置の検討を行う。
- ・ 運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれリハビリテーションセンター小児科で実施



医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が、一堂に会し、地域での課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図ることが必要  
障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう関係機関等が連携して療育支援体制の充実に努めることが必要



資料11-2

第1章 共に支えあって暮らすために

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
		取組指標		今後の方向性 (A:改善)		
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)			
<b>1-(1)啓発・広報の推進</b>						
(ア)啓発の充実						
点字 2ページ 中段	「わがまちのやさしさ登 見」レポートの募集・表彰	福祉局 障がい福祉課	<p>市内中高等学校での夏休みの課題として定着を図り、ひとにやさしいまちづくりへの意識高揚に寄与する。</p> <p>次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ登見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。          また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。          作品応募数 424点(29年度実績:500点)          応募学校数 8校</p> <p>応募学校数は増えているものの、まだまだ少ない状況にある。</p>			
			<p>理解啓発のため、引き続き実施していくが、早期周知等により応募数の増加を図っていく。</p>			
点字 4ページ 上段	障がい者週間にかかる 啓発の取組み	福祉局 障がい福祉課	<p>参加者数約150名(29年度実績)と同数以上</p> <p>障がいや障がい者への理解・啓発として、街宣車による街頭キャラバンを実施する。          ・大阪市役所正面玄関にて出発式(12月3日)</p> <p>障がいの理解は一定進んでいくと考えるので、市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要である。</p>			
			<p>障がいへの理解啓発のため、各区での取組みも含め、引き続き実施していく。</p>			
点字 5ページ 中段	心の輪を広げる体験作 文・啓発ポスター	福祉局 障がい福祉課	<p>前年度実績の同数以上</p> <p>(応募数) 作文106編、ポスター66点 (※参考:29年度実績、作文21編、ポスター14点)          (表彰式) 12月8日</p> <p>前年度に比べ募集件数は増加したものの、取組む学校が限定されている傾向にあるため、新規で取組を実施する学校を増やす必要がある。</p>			
			<p>夏休みの課題等として取り組む学校数増を目指し、継続して周知をおこなう。</p>			
点字 6ページ 中段	精神保健市民講座  こころの健康講座(思春 期・薬物講座含む)	健康局 こころの 健康セン ター	<p>精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催</p> <p>【精神保健市民講座】          こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。          (145回開催)</p> <p>【こころの健康講座(思春期・薬物講座含む)】          こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。          (25回開催、参加者:延1,979人)</p> <p>安定した講座参加者数の確保</p>			
			<p>本市HPなどを利用した啓発活動の実施</p>			

担当	取組(事業)名称	2018(平成30)年度	
		取組指標	
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
		課題(C:評価)	
点字 7ページ 下段	難病及び小児慢性特定 疾病啓発事業	健康局 保健所管 理課	パネル展示等の啓発を実施
			障がい者週間の行事として、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が実施するパネル展示に参加。 展示期間 12月3日～7日 パネル枚数 7枚
			引き続き市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。
点字 8ページ 下段	発達障がい者支援セン ターにおける啓発講座、 親支援講座	福祉局 心身障が い者リハ ビリテー ションセン ター	地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発講座、親支援講座を実施。 啓発講座 39回 延べ1,701人 親支援講座 220回 延べ2,639人
			今後も引き続き、発達障がいについての啓発研修を実施する
			啓発講座が、依頼減による回数及び参加者数の減となっているが、まだまだ必要なことから、周知方法の検討が必要である。
点字 10ページ 上段	ヘルプマークの普及	福祉局 障がい福 祉課	大阪府と連携し普及啓発に取り組む
			ヘルプマーク配布数 10,485 個 ※H31.3月にヘルプカードを作成 ※障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールでヘルプマークを掲示することでの啓発。
			大阪府と連携し、普及啓発に取り組むとともに、イベントや研修の場を活用し啓発を行う。
点字 11ページ 上段	あいサポート運動の実施	福祉局 障がい福 祉課	2020年度末3万人(大阪市人口の約1%以上)
			あいサポートー数 1,342 人 研修実施回数 43回
			企業や団体等への周知を行い、あいサポート企業・団体へ研修を実施し、あいサポートー数増に努める。 市民だけでなく、企業や団体にもあいサポート運動に取り組んでもらうよう周知をする。
(イ)広報の充実			

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
		取組指標	
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
		課題(C:評価)	
<b>1-(2)人権教育・福祉教育の充実</b>			
点字 12ページ 中段	教育委員会事務局 生活指導 こ相	<p>「いじめ防止対策推進法」及び「大阪市いじめ防止対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応を行う。また、5月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」とし、すべての学校において、いじめの未然防止に係る取組を進め、日頃からいじめを許さない学校づくりを目指す。</p> <p>組織的な対応やいじめの解消についての理解を深め、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応を行うこと。「いじめについて考える日」の取組の充実。</p>	<p>スクールロイヤーによる研修を実施することにより、「いじめ防止対策推進法」に基づいたいじめ対応の徹底を図る。 「いじめについて考える日」の取組を大阪市HPに公開し、先進的な取組を紹介する。</p>
点字 14ページ 上段	小中学生地域福祉学習 事業(福祉人材養成確 保推進事業)	<p>2020年度における福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合(教員へのアンケートによる)が80%</p> <p>・小学生向け福祉教材「ふくし読本」を小学3年生に約20,000冊、指導用副教材を教員に約600冊を配付し、授業等で活用 ・全289校に教員向けアンケート調査を実施し、190校より有効な回答があった。福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合は93.7%。</p> <p>引き続き次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう取組みが必要である。</p>	<p>次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう、効果検証をしながら、引き続き福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施する。</p>
<b>2-(1)わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実</b>			
(ア)多様な情報提供			
(イ)コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実			
(ウ)情報バリアフリーの推進			

## 大阪市障がい者支援計画の実施状況について

### 第2章 地域での暮らしを支えるために

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度		
		取組指標		
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	
<b>1-(1)サービス利用の支援</b>				
(ア)福祉サービスの適切な利用				
点字 17ページ 中段	事業者等への指導監査  福祉局 運営指導課	実地指導件数が前年度以上  関係省令等の基準にもとづく指導・監査を行う際に、利用者の観点からの説明・指導を基本とし、事業者に理解を深めてもらうことで、障がいのある人にとって適切なサービス利用となるよう、事業者に働きかけた。 平成30年度では、1,024件の事業所に対して実地指導を実施した。	今後も、指導・監査を通じて、左記取組を継続していく。指導体制等を見直し、前年度の実施数を上回るよう取組みを実施していく。	
		指導監査の対象となる事業所数が増加傾向にあるため、対象事業所全体に対する実地指導件数が伸び悩んだ。		
(イ)人材の確保・資質の向上				
(ウ)成年後見制度の利用の促進				
点字 19ページ 上段	大阪市成年後見支援センター事業  福祉局 地域福祉課	5つの部会を年に各2回以上開催し協議会の取り組みを進める		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めた。</li> <li>・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中心機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。</li> <li>・「協議会」には、5つの部会(広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。</li> <li>・相談支援機関(区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター(生活支援型))が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、「対応マニュアル」を策定し、研修を行った。</li> <li>・成年後見支援センターと福祉局が隨時後方支援を行った。</li> <li>・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣 【H31.3末までに42件、事例検討会1回開催した】</li> <li>・協議会の機能を果たすため5つの部会を設置し、各年2回ずつ開催 【H31.3末までに、広報2回・相談2回・制度利用促進2回・後見人支援3回・点検評価2回開催した】</li> <li>・4月にマニュアル(成年後見制度利用促進の手引き)を策定</li> <li>・4~7月に全相談支援機関に對して制度利用促進の研修を実施 【H31.3末までに7回実施】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。</li> <li>・相談部会において、相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るため、マニュアルを隨時改訂していく。</li> <li>・専門職派遣の利用を促進するため、さらなる周知と利用しやすくなる工夫の検討が必要である。</li> <li>・専門職の助言の精度を上げるために、派遣される専門職が集い、事例検証を行う。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修等を強化するとともに、効果的な専門職派遣の利用を促進することが必要。</li> </ul>		

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度			
		取組指標			
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)		
		課題(C:評価)			
<b>1-(2)相談、情報提供体制の充実</b>					
(ア)相談支援事業等の充実					
点字 23ページ 中段	各区基幹相談支援センター	福祉局 障がい福祉課	<p>各区の障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」として位置づけ、体制の強化を図る。区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置数 各区1か所 計24か所</li> </ul> <p>引き続き、困難事例や複合課題に的確に対応するため、それぞれの障がい特性に応じた支援を提供できるよう専門性の確保が必要。</p>		
点字 25ページ 上段	障がい者相談支援調整事業 (ピアカウンセラー養成講座)	福祉局 障がい福祉課	<p>障がい者相談支援研修センターにおいて、ピアカウンセラー養成講座を開催し、ピアカウンセラーを養成する。また、区障がい者基幹相談支援センターから要請があれば、ピアカウンセラーの紹介を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講座開催回数 5回 延34人</li> <li>交流会開催回数 1回 延16人</li> <li>ピアカウンセラーの紹介 1件 1人</li> </ul> <p>当事者の立場による相談支援の充実のため、引き続き養成講座の開催が必要である。</p>		
点字 26ページ 中段	障がい児相談支援	福祉局 障がい支援課	<p>月あたり利用人員 1,125人</p> <p>障がい児の心身の状況などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。</p> <p>平成30年度の報酬改定において、質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等評価する加算が創設された。</p> <p>【実績】月あたり利用実人員 1,265人</p> <p>障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。</p>		
点字 27ページ 下段	計画相談支援	福祉局 障がい福祉課	<p>計画相談支援の提供体制の確保のため、障がい福祉サービス事業を運営する社会福祉法人等に対して、指定特定相談支援事業所の新規立ち上げや相談支援専門員の増員を呼びかける文書を送付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送付先 341か所</li> </ul> <p>平成30年度報酬改定を踏ました相談支援事業の実態と課題等を把握するため、指定特定相談支援事業所へのアンケート調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象 355か所(H30.11.1)</li> <li>回答数 124か所</li> </ul> <p>呼びかけ文書に対して問い合わせ等があり、計画相談支援に対する関心を持ってもらう効果があった。</p> <p>アンケート調査の実施により、指定特定相談支援事業所の実態とそれを取り巻く環境について把握することができた。</p>		

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
		取組指標	
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
		課題(C:評価)	
(イ)相談支援体制の強化			
点字 30ページ 上段	総合的な相談支援体制 の充実	福祉局 地域福祉 課	市全域で、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしきみが構築されている
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援困難事例を適切な支援につなげができるなど、モデル事業の効果や、スーパーバイザーによる後方支援等の手法の有効性が確認できた。</li> <li>・支援調整の場開催件数 H29:73件、H30:76件</li> <li>・支援調整の場参加者アンケート調査の結果(代表例) 「課題解決の方向性が確認できた」:81%</li> <li>「SVの助言により支援が円滑に進んだ」:70%</li> <li>・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関等を対象とした説明会等を通じ、事業の周知を図るとともに、区職員等を対象として事業実施に向けた具体的な実施手法等に関する研修会等を開催した。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度から全区において事業を実施し、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実に向けた取組みを行う。</li> <li>・各区の進捗状況を把握し、取組内容を共有するとともに、しきみの構築に向けて必要な後方支援を行う。</li> </ul>
点字 32ページ 中段	地域における要援護者 の見守りネットワーク強 化事業	福祉局 地域福祉 課	2020年度におけるアウトリーチ件数が5,600件以上
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意確認をCSWが行う体制を整備(平成30年4月より)</li> <li>・CSW研修会を開催 3回</li> <li>・支援調整の場(つながる場)の取組みを実施している区においては、随時連携した取り組みを実施</li> <li>・アウトリーチ件数 6,222件</li> </ul>
			引き続き、地域の見守りネットワークの強化に努め、支援が必要な人を適切なサービスにつなげるよう取り組んでいく。
点字 33ページ 下段	発達障がい者支援セン ターにおける相談支援	福祉局 心身障が い者リハ ビリテー ションセン ター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレンツ・トレーニング等の親支援を実施。 啓発講座 39回 延1,701人 機関支援 197回 親支援講座 220回 延2,639人</li> <li>・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援 1,809件 就労支援 661件</li> </ul>
			今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・親支援講座では、応募者が少なく中止をしたものがあり、講座構成に工夫が必要である。</li> <li>・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。</li> </ul>

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
		取組指標	
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善) 課題(C:評価)
		課題(C:評価)	
点字 35ページ 下段	こころの健康センターにおける相談支援  専門医による精神保健福祉相談事業  社会復帰相談指導事業  精神保健福祉相談  精神保健福祉訪問指導	地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的な課題に対応  【こころの健康センターにおける相談支援】 こころの悩み電話相談(3,104件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(788件) 自死遺族相談【電話・面接】(96件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(532件) でかけるチーム精神保健相談(延66件)  【専門医による精神保健福祉事業】 医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(719回、延1,847件)  【社会復帰相談指導事業】 回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るために、社会復帰に関する相談指導を行う。(364回、延1,829件)  【精神保健福祉相談】 保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数5,220人、延人数42,114人)  【精神保健福祉訪問指導】 保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。(実人数1,729人、延人数4,446人)  安定した相談者数の確保	本市HPなどを利用した事業周知
点字 38ページ 下段	難病患者面接・訪問相談事業  長期療養児等療育指導事業	各区保健福祉センターの保健師が対象者に適切な個別支援を行うとともに必要な情報を提供できるよう、保健師研修を開催し参加者の研修理解度を80%以上とする(参考:平成28年度90.5%)  【難病患者面接・訪問相談事業】 患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図る。  保健師研修理解度 93.5% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 4,457人 訪問数 (延べ) 932人  【長期療養児等療育指導事業】 小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行うとともに相談指導を行う。  保健師研修理解度 93.5% (難病・長期療養児同時開催) 面接数 (延べ) 1,161人 訪問数 (延べ) 340人  引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る	引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度		
		取組指標		
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方針性 (A:改善)	
		課題(C:評価)		
(ウ)地域自立支援協議会の活性化				
点字 42ページ 上段	自立支援協議会	福祉局 障がい福祉課	<p>市、区において、それぞれの圏域における地域課題や支援体制の整備について協議を行う。</p> <p>各区地域自立支援協議会においては、必要に応じて部会等を設置し、多様な機関等によるネットワークを構築し、支援に関する情報の共有、地域課題の明確化、地域ニーズに合わせた社会資源の改善・開発などの活動に取り組んだ。また、全市的課題と認識されているものについて集約を図り、市地域自立支援協議会へ情報提供した。</p> <p>市地域自立支援協議会においては、学識経験者、障がい当事者、医療・就業も含めた多様な支援関係者による協議の場として、障がい者施策の方向性について専門的見地から検討を進めた。その際、区地域自立支援協議会からの全市的課題についても、施策に反映されるように検討に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市自立支援協議会 2回開催</li> <li>・区自立支援協議会 24区開催(回数は区ごとに異なる)</li> </ul> <p>市、区それぞれの地域の実情に応じた取組の活性化、議論の一層の深まりが必要。</p>	<p>各関係機関や関係団体等と連携し、地域の支援体制について引き続き協議を進めていく。</p> <p>区地域自立支援協議会については、その活性化が図られるよう、各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターとの密接な連携の下、様々な活動を進めていくとともに、活動状況等について、全区へ情報提供する。</p> <p>市地域自立支援協議会については、区地域自立支援協議会との連携が促進されるよう工夫しつつ、意見交換や議論に十分な時間が確保できるよう、円滑な会議の開催に努める。</p>
1-(3)障がいを理由とする差別の解消に向けた取組				
(ア)相談対応力の向上				
(イ)障がい者差別解消支援地域協議部会との連携				
点字 45ページ 中段		福祉局 障がい福祉課(施設G)	<p>相談窓口の設置及び啓発にかかる取組み</p> <p>障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。</p> <p>相談事案 区障がい者基幹相談支援センター 3件 地域活動支援センター(生活支援型) 0件 区役所 14件 局等 15件 合計 32件</p> <p>引き続き相談窓口を設置し対応を行う。また、相談対応の事例紹介や各種啓発パンフレットなどをHPに掲載等を行い啓発につなげていく。</p>	
(ウ)他都市との連携				
(エ)市条例制定の検討				

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度			
		取組指標			
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)		
		課題(C:評価)			
<b>1-(4)虐待防止のための取組</b>					
(ア)障がい者虐待の防止のための啓発					
点字 47ページ 上段	障がい者虐待防止研修会	福祉局 地域福祉 課	障がい者虐待の防止、早期発見の必要性の啓発による通報、届出件数の増加		
			市民を対象に10月6日に障がい者虐待防止啓発講演会を開催した。 参加者56人		
			当日の参加者は昨年度水準を保つものの、一昨年度よりも減少しているため、参加者増となるよう講演内容の検討が必要。		
(イ)養護者等による虐待への対応					
点字 48ページ 下段	要援護障がい者緊急一時保護事業	福祉局 地域福祉 課	虐待を受けた障がい者の一時保護が可能な体制の継続的な確保		
			一時保護7件  広報啓発活動の成果により、通報・届出が早期に行われた結果、少数にとどましたが、緊急性がある事例は常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を保護可能な体制の確保が必要である。また、障がいの程度や特性は事例により様々であり、障がい特性に応じた施設の確保が困難となっている。		
(ウ)障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応					
(エ)使用者による虐待への対応					
(オ)関係機関の連携体制の構築					
<b>2-(1)在宅福祉サービス等の充実</b>					
(ア)訪問系サービス及び短期入所の充実					
点字 50ページ 下段	居宅介護	福祉局 障がい支援課	(30年度計画見込み)月あたり 12,422人、248,823時間		
			(事業内容) 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。  (実績:月あたり) 11,642人、243,012時間 ※29年度実績:月あたり 11,165人 230,016時間		
			個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。  利用者数、利用時間増加で、サービスの充実は図られている。個々のニーズに沿ったサービス利用ができるよう推進を図る必要がある。		

	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
			課題(C:評価)	
点字 52ページ 上段	重度訪問介護	福祉局 障がい支 援課	(30年度計画見込み)月あたり 1,923人、258,436時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
			(事業内容) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績:月あたり) 1,821人、255,203時間 ※29年度実績:月あたり 2,147人、248,548時間	
			平成29年度と比べ、利用者数は減少しているが、利用時間数は増加している。平成31年度においても、増加傾向を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。	
点字 53ページ 中段	同行援護	福祉局 障がい支 援課	(30年度計画見込み)月あたり 1,505人、38,190時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
			(事業内容) 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 (実績:月あたり) 1,375人、35,073時間 ※29年度実績:月あたり 1,269人、35,074時間	
			同行援護は視覚障がい者に特化した外出支援であり、障がい福祉サービス固有のものである。平成29年度と比べ、月当たりの平均人數、時間ともに増加している。平成31年度においても増加を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。	
点字 55ページ 上段	行動援護	福祉局 障がい支 援課	(30年度計画見込み)月あたり 371人、8,064時間	個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
			知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護等行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 (実績:月あたり) 400人、7,351時間 ※29年度実績 月あたり 319人、6,869時間	
			行動援護は知的障がい者、精神障がい者を対象とした外出支援であり、障がい福祉サービス固有のものである。平成29年度と比べ、月当たりの平均人數、時間ともに増加している。平成31年度においても増加を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。	

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度		
		取組指標		
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)	
		課題(C:評価)		
点字 57ページ 上段	移動支援事業	(30年度計画見込み)月あたり 6,018人、140,197時間		
		<p>(事業内容) 屋外での移動が困難な障がい者に対して社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加にかかる外出の際の移動支援。</p> <p>(実績 月あたり) 5,478人、133,644時間 ※29年度実績:月あたり 5,723人、135,881時間</p> <p>平成29年度と比べ、利用者数は増加しているが、利用時間数は減少している。しかし平成31年度においては、増加傾向を見込んでおり、今後においてもサービスとしてのニーズは高い。</p>	<p>移動支援については、利用ニーズが高く、年々増加傾向にある。障がい種別に関わらず外出支援のニーズに対応できるよう自立支援給付に含めるよう財政の見直しや十分な財源措置を講ずるよう国に要望していく取り組みを行う。</p>	
点字 58ページ 下段	短期入所(ショートステイ)			
		(30年度計画見込み)月あたり 1,257人、8083日		
		<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。</p> <p>月あたり平均 1,157人、7,825日 ※29年度実績:月あたり 1,111人、6,406日</p> <p>当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。</p>	<p>引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。</p>	
(イ) 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進				
点字 60ページ 中段	補装具・福祉機器普及事業	<p>心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るために、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。</p> <p>・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・訪問相談)・助言・情報提供、福祉用具の適合評価(フォローとして専門相談を通じて個々の相談者の状況に応じた助言・指導も行う)等 延相談件数:4,244件</p> <p>福祉用具関連の技術の発展や、平成25年から障がい者に定義された難病患者への対応も必須となり、中には重度の神経難病にかかる意思伝達装置等の高度な工学技術を要するニーズへの対応が求められている。</p>	<p>障がいのある方の自立支援・QOLの向上と介護者の負担軽減のために補装具・福祉機器は欠かすことのできないものであり、相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する取り組みは今後も必要であると考える。</p>	
(ウ) 所得保障の充実				

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
		取組指標	
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方針性 (A:改善)
		課題(C:評価)	
<b>2-(2)居住系サービス等の充実</b>			
点字 62ページ 下段	グループホーム事業(共同生活援助)  福祉局 障がい支援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり利用人数 2,582人</p> <p>(事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。</p> <p>(実績) 月あたり利用人数 2,346人 ※29年度実績:月あたり 2,281人</p> <p>・グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられているグループホームの人員だけでは支援できない部分がでてきている。 ・また、生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円があるが、家賃は、各グループホームごとに決められていることから、家賃が高額のため入居できないこともある。</p>	引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、引き継ぎ、利用しやすい制度となるよう、国に対して要望する。
<b>2-(3)日中活動系サービス等の充実</b>			
点字 64ページ 下段	生活介護  福祉局 障がい支援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり 6,555人、113,729日</p> <p>常時介護をする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事及び生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創造的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 6,736人、112,998日 ※29年度実績:月あたり 6,293人、99,937日</p> <p>当初見込みのとおり、計画値と近い値となった。</p>	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
点字 66ページ 中段	自立訓練  福祉局 障がい支援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり 機能訓練:48人 685日、生活訓練(宿泊型含む)352人 5,518日</p> <p>障がい者支援施設などに通い、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を受けることや、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 機能訓練:63人 903日 生活訓練:305人 4,829人 ※29年度実績:月あたり 機能訓練:63人、829日 生活訓練:298人、4,129日</p> <p>当初見込みより利用が低調となり、計画値を下回った。</p>	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
			課題(C:評価)	
点字 68ページ 上段	就労移行支援	福祉局 障がい支 援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり 1,340人,21,937日</p> <p>生産活動、職場体験などの活動の機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練などを受け、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 1,445人、20,818日 ※29年度実績:月あたり 1,244人、19,170人</p> <p>事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。</p>	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
点字 69ページ 中段	就労継続支援A型	福祉局 障がい支 援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり 2,376人,42,521日</p> <p>企業等に就労することが困難であるが、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 2,465人、43,573日 ※29年度実績:月あたり 2,302人、36,634人</p> <p>事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。</p>	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
点字 71ページ 上段	就労継続支援B型	福祉局 障がい支 援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり 4,756人,73,863日</p> <p>就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 5,075人、73,992日 ※29年度実績:月あたり 4,280人、59,328人</p> <p>事業所数が増加し、利用者数が増えたことにより、計画値を上回った。</p>	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
点字 72ページ 中段	就労定着支援	福祉局 障がい支 援課	<p>(30年度計画見込み)月あたり 1,112人</p> <p>就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るために、企業、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。</p> <p>(実績)月あたり平均 82人</p> <p>9月まで就労移行の加算があり、事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。</p>	引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度			
		取組指標			
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方針性 (A:改善)		
		課題(C:評価)			
<b>2-(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実</b>					
(ア) 障がいのあるこどもへの支援の充実					
点字 74ページ 中段	児童発達支援センター	福祉局 障がい支 援課	11か所		
			<p>障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う。</p> <p>【実績】 11か所 ・ 障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。</p> <p>児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。</p>		
点字 76ページ 上段	児童発達支援	福祉局 障がい支 援課	(30年度計画見込み) 月あたり 利用人員 2,745人、利用日数 27,294日		
			<p>障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。</p> <p>【実績】 月あたり利用実人員 2,630人 月あたり利用延べ日数 28,595日 ・ 障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。</p> <p>※29年度実績:月あたり 2,213人、22,830日</p> <p>事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。</p>		
点字 77ページ 下段	医療型児童発達支援	福祉局 障がい支 援課	(30年度計画見込み) 月あたり 利用人員 34人、利用日数 326日		
			<p>児童発達支援に加えて医療の提供を行う。</p> <p>【実績】 月あたり利用実人員 25人 月あたり利用延べ日数 414日 ※29年度実績:月あたり 34人、337日</p> <p>利用日数が増加傾向にある。</p>		
点字 78ページ 下段	放課後等デイサービス	福祉局 障がい支 援課	(30年度計画見込み) 月あたり 利用人員 5,065人、利用日数 65,039日		
			<p>在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。</p> <p>【実績】 月あたり利用実人員 5,076人 月あたり利用延べ日数 66,404日 ・ 障がい児支援事業者に対する集団指導において、児童発達支援センターの取組事例を紹介した。</p> <p>※29年度実績:月あたり 4,204人、55,138人</p> <p>事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。</p>		

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
		取組指標	
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
		課題(C:評価)	
点字 80ページ 上段	居宅訪問型児童発達支援	福祉局 障がい支援課	(30年度計画見込み)月あたり 利用回数 362回
			重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。  【実績】月あたり利用延べ回数 41回
			H30年度から実施となった事業であり、市内に指定事業所がないこともあり、利用者数が増えなかった。
点字 81ページ 中段	保育所等訪問支援	福祉局 障がい支援課	(30年度計画見込み)月あたり 利用回数 114回
			保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。  【実績】月あたり利用延べ回数 170回 ※29年度実績:月あたり 103回
			事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。
点字 83ページ 上段	発達障がい児専門養育機関	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人
			低年齢児でも広汎性発達障がいの診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組みが必要。
			児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。
点字 84ページ 中段	医療的ケアに対応したショートステイ事業	福祉局 障がい支援課	重症心身障害児者等を介護している家庭において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、各指定短期入所事業所(医療機関)等への短期間の入所を必要とする障がい児者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。  (実績)月あたり平均84人,539日(うち障がい児43人,277日) ※29年度実績:月あたり 88人,497日(うち障がい児46人,261日)
			当初見込みのとおり、指標と近い値となった。
			引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行) 課題(C:評価)	今後の方向性 (A:改善)
点字 86ページ 上段	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等医療型短期入所事業)	福祉局 障がい支援課	医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施	
			重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。  6医療機関で実施 延335件、2,327日利用	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。
			ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保する必要がある。	
点字 87ページ 中段	障がい児入所施設	福祉局 障がい支援課	虐待を受けて障がい児入所施設に入所する児童に対し、よりきめ細かな支援を行えるよう支援体制の充実を図る	
			障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、こども相談センターが被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額37,900円を支給している。  また、被虐待児の支援については、きめ細やかな対応できるよう、職員の配置基準の見直し及び必要な支援が評価される報酬体系の見直し、また、併せて児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直しについて、国に要望を行っている。	引き続き、よりきめ細かな支援が行われるよう取り組む
			児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している	
(イ)関係機関の連携した支援の推進				
点字 89ページ 中段	発達障がい児専門療育	福祉局 心身障がい者リハビリティーションセンター	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレンツ・トレーニング等の親支援を実施。  啓発講座 39回 延1,701人 機関支援 197回 親支援講座 220回 延2,639人  ・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。  相談・発達支援 1,809件 就労支援 661件	今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。
			・親支援講座では、応募者が少なく中止をしたものがあり、講座構成に工夫が必要である。 ・成人期の相談支援では、ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。	

取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度			
		取組指標			
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)		
		課題(C:評価)			
<b>3-(1)スポーツ・文化活動の振興</b>					
(ア)スポーツ・文化活動への参加の促進					
(イ)スポーツ・文化活動の環境整備					
(ウ)スポーツ・文化活動の推進					
点字 91ページ 下段	障がい者スポーツセンター	福祉局 障がい福祉課(施設G)	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。		
			舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、宿泊施設を併設したスポーツ施設の特性を生かした全国規模の大会や合宿、イベント等の招致を実施。		
			2018(平成30)年度 招致件数:19事業		
点字 92ページ 下段	パラリンピック支援スポーツ振興育成事業	経済戦略局 スポーツ課	東京2020パラリンピックの機運の醸成に向け、市内スポーツ施設を機運醸成を図る活動及びパラリンピックアスリートの育成のために必要な場所を提供する 対象団体:3団体		
			練習場所の提供によりアスリートの育成を図ることができたとともに、東京パラリンピックへ向けた機運醸成及び市民がパラスポーツへの理解を深めることができた。		
			今後も引き続き、アスリートの育成を図るとともに、東京パラリンピックへ向けた機運醸成及び市民にパラスポーツの理解を深めることを図る		
点字 94ページ 上段	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 ※文部科学省受託事業	福祉局 障がい福祉課(施設G)	障がい者スポーツの裾野をよりいっそう広げる活動に取組み、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの施設利用者数及び登録者数の増加につなげていく。		
			舞洲障がい者スポーツセンターは、平成28年7月に文部科学省より「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されており、日本ボッチャ協会との連携による指定強化選手や次世代育成選手を対象とする強化合宿や強化練習会のサポート等、様々な取組を実施する。		
			強化合宿及び強化練習会等のサポートを実施		
<b>3-(2)地域での交流の推進</b>					

## 大阪市障がい者支援計画の実施状況について

### 第3章 地域生活への移行

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
<b>1-(1)施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり</b>				
(ア)施設入所者への働きかけ			計画値(30年度見込:月あたり平均1338人)	
点字 96ページ 中段	施設入所支援	福祉局 障がい支 援課	<p>施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。</p> <p>月あたり平均 1,327人</p> <p>当初見込みより利用が少なく、計画値を下回った。</p>	<p>引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。</p>
(イ)家族への働きかけ				
(ウ)地域移行に係る啓発				
点字 97ページ 下段	障がい者相談支援調整 事業	福祉局 障がい福 祉課	<p>障がい者相談支援研修センターは、地域移行を推進していくために啓発・広報活動を行う。</p> <p>・リーフレットを区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター(生活支援型)、指定特定相談支援事業所、行政機関に配布</p> <p>地域移行に関する啓発活動の充実が必要</p>	<p>地域移行に関する啓発活動について、対象者や手法など、効果的な実施に向けて検討する。</p>
<b>1-(2)地域生活への移行を支援する仕組みづくり</b>				
(ア)入所施設と相談支援事業者の連携の強化				
点字 99ページ 中段	基幹相談支援センター による地域移行のコー ディネート	福祉局 障がい福 祉課	<p>地域移行先として希望されている区の障がい者基幹相談支援センターが、地域移行支援を提供する指定一般相談支援事業者とのコーディネートを行い、入所施設と指定相談支援事業者との円滑な連携を図っている。</p> <p>障がい者基幹相談支援センターと入所施設、指定相談支援事業者との日ごろからの連携強化が必要。</p>	<p>施設訪問による障がい者基幹相談支援センターと入所施設の顔の見える関係づくりを進めるとともに、障がい者基幹相談支援センターの指定相談支援事業者への後方支援の取組などを通じて、障がい者基幹相談支援センターがコーディネート機能を十分に発揮できるように努めていく。</p>

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
(イ)地域移行支援の推進				
点字 101ページ 上段	地域移行支援利用交通 費給付事業	福祉局 障がい福 祉課	<p>地域移行支援の提供において、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要な交通費を扶助する制度を創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給決定者数 16人</li> </ul> <p>入所施設への訪問にかかる利用は無い。地域移行支援の制度が使いづらいとの声がある。</p>	交通費給付事業について地域移行支援事業者への周知に努める。また、地域移行支援の制度的課題について、その改善を国に働きかけていく。
(ウ)相談支援事業者の量的・質的な確保				
点字 102ページ 中段	相談支援事業所の確保	福祉局 障がい福 祉課	<p>指定相談支援事業者に対して、地域移行の意義や必要性を認識する機会として、大阪市障がい者相談支援研修センターによる研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修会数:2回</li> <li>受講者:145名</li> </ul> <p>地域移行に対する認識は高まりつつあるが、地域移行支援を実施する指定相談支援事業者が少ない状態が続いている。</p>	地域移行支援の実践的な学びの機会を設定し、地域移行支援に取り組む指定相談支援事業者の増加に努める。
(エ)障がい児入所施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取組				
点字 103ページ 下段	福祉型障がい児入所施 設	福祉局 障がい支 援課	<p>みなし規定の期限終了までに年齢超過者の地域引降を進める</p> <p>入所施設に実情や地域移行支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する</p> <p><b>【実績】</b> 厚生労働省からの照会により、実態把握を行うとともに、施設から聞き取り調査を行った</p> <p>強度行動障がいを有する入所者の地域移行が困難な状況にある</p>	引き続き実態調査を進め、年齢超過者の地域移行に向け、検討する
1-(3)地域で暮らすための受け皿づくり				
(ア)地域での受け皿の確保				
(イ)地域生活の支援に向けたネットワークの構築				
(ウ)地域における相談支援サービスの充実				
点字 105ページ 中段	地域定着支援	福祉局 障がい福 祉課	<p>居宅において、単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数 474人(H31.3.31)</li> </ul> <p>利用者数は増加傾向にあるが、引き続き対象となる方が円滑に利用できるよう周知が必要。</p>	地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度			
			取組指標			
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)		
			課題(C:評価)			
<b>点字 106ページ 中段</b>	<u>自立生活援助</u>	福祉局 障がい支援課	計画値(30年度見込:月あたり平均178人)			
			居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談等により、自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。 月あたり平均 7人			
			事業所新規開設が少なく、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。			
			(エ)地域移行困難者に対する支援			
			(オ)地域生活を続けるための支援			
			2-(1)精神科病院との連携			
			2-(2)地域活動支援センター(生活支援型)等との連携			
			2-(3)精神科病院入院者への働きかけ・支援			
			2-(4)地域住民への理解のための啓発			
			2-(5)家族への働きかけ			
			2-(6)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			

(ア)地域での受け皿の確保				
(イ)各区精神保健福祉相談員に対する技術支援				
(ウ)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置				
<b>点字 109ページ 中段</b>	<u>精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムに おける協議会の開催</u>	健康局 こころの 健康セン ター	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援	
			精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するにあたり、有識者等の意見聴取、関係部局との調整を行った。	引き続き協議の場の設置に向けた準備を行う。
			協議の場の設置	

## 大阪市障がい者支援計画の実施状況について

### 第4章 地域で学び・働くために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
1-(1)就学前教育の充実	(ア)教育・保育施設における教育・保育内容の充実			
点字 111ページ 中段	児童発達支援等利用者 負担給付金事業	福祉局 障がい支 援課	<p>すべての子どもが等しく教育が受けられる「子どもの教育 無償都市大阪」をめざす</p> <p>4歳児からの幼児教育の無償化を国に先駆け実施し、すべての子どもが等しく教育を受けられる環境づくりを進めるべく、4・5歳児の児童発達支援事業の利用者負担額について、無償とする。 児童発達支援事業利用児童のうち利用者負担が生じる保護者に対して、全員に周知し、また当該事業の事業者への周知も行っていることから、対象となる児童の保護者から申請等の必要な手続きが行われ、結果として利用者負担の軽減を行った。</p> <p>対象年齢及び対象事業について、更なる拡大が必要</p>	平成31年度においては4・5歳児に加え、3歳児の利用者負担を無償化する。 令和元年10月より国の事業として教育無償化を実施する。
1-(2)義務教育段階における教育の充実	(イ)教育諸条件のある整備・充実			
点字 113ページ 下段	教育委員会事務局 インク ルーシブ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育振興基本計画における、特別支援教育のめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進」「自立し、主体的に、社会参加できる力を養う」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、活用を推進する」「一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点をふまえる</li> <li>・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」100%作成 ・「個別の教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知</li> <li>・保護者参画のもと、医療・福祉など関係諸機関との連携のもと「個別の教育支援計画」を就学・進学先への引き継ぎにつなげる。</li> </ul>	「個別の教育支援計画及び「個別の指導計画」の活用をすすめ、適切な指導支援に努める。
1-(3)後期中等教育段階における教育の充実(高等学校・高等部)	(ウ)教育諸条件の整備・充実			
	(ア)多様な教育の展開			
	(イ)自立に向けた教育内容等の充実			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
			取組指標				
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)			
<b>1-(4)生涯学習や相談・支援の充実</b>							
(ア)生涯学習の機会提供	点字 116ページ 中段	教育委員会事務局 中央図書館	東淀川図書館・旭図書館・平野図書館・阿倍野図書館・鶴見図書館・西淀川図書館・住吉図書館・東成図書館・城東図書館において、拡大読書器を設置及び対面朗読を実施。利用件数 379件。また、全館に筆談ボードを設置及び大活字本等を所蔵し、貸出提供。	今後、建て替え等の際に拡大読書器、対面朗読室を設置するように調整していく。			
			対面朗読の利用件数 379件				
			拡大読書器の設置及び対面朗読を地域館全館で実施できていない。				
(イ)相談事業・相談活動の充実							
(ウ)放課後活動等の充実							
点字 118ページ 上段	児童いきいき放課後事業	こども青少年局	放課後等における安全安心な居場所として、参加を希望するすべての児童の受け入れを行い、様々な活動を通じて児童の健全育成を図る。	市内市立全小学校において事業を継続実施			
			大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供 288か所(287校+1分校) 3,294人				
			放課後等の居場所として重要な役割を果たしているが、児童数の増加に伴い活動場所の確保が課題となっている				
<b>1-(5)教職員等の資質の向上</b>							
(ア)研修の充実							
(イ)研究活動の活性化							
<b>2-(1)就業の推進</b>							
(ア)多様な働く機会の確保							
(イ)働く場における合理的配慮の推進							

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
			取組指標				
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善) 課題(C:評価)			
			課題(C:評価)				
(ウ)大阪市における障がいのある人の職員採用と連携して関係団体への働きかけ							
(エ)大阪市の事業を活用した雇用創出							
(オ)大阪市における障がい者福祉施設への等への支援							
<b>2-(2)就業支援のための施策の展開</b>							
(ア)地域の就労支援ネットワークの構築							
(イ)「仕事」と「生活」両面での総合的な支援							
(ウ)精神障がいのある人の就業支援							
(エ)発達障がいのある人の就業支援							
(オ)難病患者の就業支援							
<b>2-(3)福祉施設からの一般就労</b>							
(ア)就労移行支援事業者等の支援力の強化							
(イ)障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所との連携強化							
(ウ)委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用							
(エ)就業者支援にかかる支援者の育成							

## 大阪市障がい者支援計画の実施状況について

### 第5章 住みよい環境づくりのために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度	
			取組指標	
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)
<b>1-(1)生活環境の整備</b>				
	(ア)ひとにやさしいまちづくりの推進			
	(イ)大阪市建築物の整備、改善			
点字 122ページ 中段	大阪市建築物の改善	建設局	<p>公園の身体障がい者用トイレ(多機能トイレを含む)について、平成30年度は2公園で整備した。</p> <p>身体障がい者用トイレの設置は進んでいるものの、依然として未設置の公園が多数点在している。</p>	<p>公園の利用形態や必要に応じ、身体障がい者用トイレの整備に努めていく。</p>
	(ウ)民間事業者に対する働きかけ			
	(エ)公園、駐車場等の改善			
点字 123ページ 中段	公園の出入口等の整備	建設局	<p>公園の出入口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備を行う予定であったが、工事入札不調により整備されなかった。</p> <p>公園の出入り口段差の解消や階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の公園が多数点在している。</p>	<p>引き続き、公園の出入り口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。</p>

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
			取組指標				
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)			
			課題(C:評価)				
<b>1-(2)移動円滑化の推進</b>							
(ア)移動手段の整備							
点字 124ページ 下段		都市計画 局 エリマネ 担当	<p>高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上</p> <p>基本構想策定25地区 特定事業計画の主な整備状況 公共交通特定事業: エレベーター等 駅の段差解消 100% 誘導ブロック内方線等 ホームの安全対策 100% 車いす対応トイレの設置 98.4% 道路特定事業: 主要な経路への誘導用ブロック敷設 等 87.3% 交通安全特定事業: 主要な交差点への音響信号機の設置 100%</p> <p>基本構想策定後、一定のバリアフリー化が図られてきたが、すべての項目において100%の整備を行う必要がある</p>	積極的な取り組みを特定事業者に促していく			
(イ)市営交通の事業の引継ぎ							
点字 126ページ 下段	大阪市高速電気軌道整備事業費補助	都市交通 局	<p>障がい者や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全・安心の確保を目的として、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が行う駅施設の大規模改良事業(エレベーター整備、エスカレーター整備、多機能トイレ整備、可動式ホーム柵整備)等に対して、国と協調して補助金を交付し整備を促進する。</p> <p>【H30年度補助実績】            •エレベーター整備:9駅(完了:1駅、継続:8駅)            •エスカレーター整備:2駅(完了:1駅、継続:1駅)            •多機能トイレ整備:1駅(継続:1駅)            •可動式ホーム柵整備:2駅(継続:2駅)</p> <p>また、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が、2018年7月に策定した「Osaka Metro Group 2018～2024年度 中期経営計画」において、鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化をよりいっそう推進して取り組むことが示された。</p> <p>大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が策定した中期経営計画に沿って、着実に鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化が図られた。</p>	引き続き安全対策・バリアフリー化等の整備の促進のために助成を行う。			
点字 129ページ 上段	大阪市会・Osaka Metro・大阪シティバス連絡会議	都市交通 局	<p>連絡会議の開催</p> <p>市民・利用者の声の共有や、施策に関する情報共有、意見交換等を行った。 (開催実績) 平成30年7月23日 第1回開催 平成31年2月15日 第2回開催</p> <p>民営化により、市民の意見が伝わらないのではないかとの懸念に対し、引き続き、会社の事業の説明及び市民の代表である議会との意見交換をしていく必要がある。</p>	引き続き、今後も連絡会議にオブザーバとして参画していく。			

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度					
			取組指標					
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)				
(ウ)民間事業者に対する働きかけ								
(エ)歩行空間の改善								
点字 130ページ 下段	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	建設局	バリアフリー重点整備地区内の主要な経路での設置（重点整備地区内の主要な経路:80.76km）					
			重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 H30年度:実績なし 進捗率:87%（～H30年度）	重点整備地区内の主要な経路における整備を進めるとともに、重点整備地区外においても、ニーズに応じて設置するための基準を策定する。				
			現状の道路において設置が困難な箇所について、代替経路を検討する必要がある。					
点字 132ページ 上段	歩道整備、歩道の段差切り下げの改善	建設局	歩道整備、歩道の段差・勾配の解消					
			歩道を新設・改良する際に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準)」を満たす段差・勾配とする。 H30年度:0.28km(歩道新設)	歩道整備の方針を策定し、方針に基づき整備を行う。				
			歩道整備の基準がなく、主に要望を受けてからの対応となっているため、歩道整備の方針を策定する必要がある。					
(オ)自家用車利用に対する支援								
(カ)バリアフリー施設の情報発信								
1-(3)暮らしの場の確保								
(ア)市営住宅の改善等								
(イ)グループホームの設置促進								
点字 134ページ 上段	グループホーム整備助成	福祉局 障がい支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの開所希望あれば、内容を確認し開所につながるように、より丁寧に応対している。 スプリンクラーの設置補助 9か所(30年度実績)</li> <li>・家主や近隣住民から理解が得られずグループホームの設置に至らない事象もあったことから、ホームページを作成し、グループホームの啓発に努めた。</li> <li>・補助金を希望する開所希望の法人について、うまく手続きにつなげている。</li> <li>・既存のグループホームへのスプリンクラーの設置は、国庫補助となるため臨機応変な対応ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげるよう支援していく。</li> <li>また、スプリンクラーの設置を希望する法人への意向調査を行い、設置につなげるよう支援していく。</li> <li>・ホームページの他に啓発・広報活動を検討していく。</li> </ul>				
(ウ)民間住宅の確保								
(エ)民間住宅のバリアフリー化の促進								
(オ)住宅に関する情報提供								

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
			取組指標				
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)			
			課題(C:評価)				
<b>2-(1)防災・防犯対策の充実</b>							
(ア)防災対策の強化							
(イ)災害時・緊急時の対応策の充実							
点字 136ページ 下段	大阪市避難行動要支援 者避難支援計画(全体計 画)	危機管理 室	<p>「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における福祉避難所で必要となる物資の確保について、協定等により行うこととしている。</li> <li>・協定締結施設数:331施設</li> <li>・福祉避難所となる施設において、必要物資の備蓄に努めていただくよう周知を行っている。</li> </ul> <p>「福祉避難所」の一層の確保に向けて、関係団体と連携して検討を行う。 福祉避難所の開設・運営に必要な物資の確保が迅速に行えるよう取り組む。</p>				
			引き続き実施				
(ウ)防犯対策の強化							

## 大阪市障がい者支援計画の実施状況について

### 第6章 地域で安心して暮らすために

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度						
			取組指標						
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)					
			課題(C:評価)						
<b>1-(1)総合的な保健、医療施策の充実</b>									
(ア)障がいのある人の健康管理の推進									
点字 138ページ 中段	心身障がい者リハビリテーションセンターにおける健 康診査事業	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター	在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかる。						
			在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査事業を実施している。 (平成30年度実施件数:518件)	二次的機能障がいの予防と病気の早期発見目的とした障がい者健康診査事業を継続し、健康管理の増進に努める。					
			障がいのある人にとって、二次的機能障害は生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、啓発に努めるとともに受け入れ体制の充実を図る必要がある。						
(イ)受診機会の保障									
点字 140ページ 中段	重度障がい者医療費助成 課	福祉局 保険年金 課	重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の向上を図る。						
			【医療分】 対象者数 34,050人 受診件数 1,025,215件	大阪府に対して対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対して医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望する。					
			大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。						
<b>1-(2)地域におけるリハビリテーション・医療の充実</b>									
(ア)地域におけるリハビリテーション体制の整備									
(イ)中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実									
点字 142ページ 上段	地域リハビリテーション推 進事業	福祉局 心身障がい者リハ ビリテーションセン ター	大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関が相互に有機的連携を図ることにより、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。	今後も、目的を達成するための取組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。					
			・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。						
			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。						

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
			取組指標				
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)			
			課題(C:評価)				
(ウ) 地域における医療連携体制の構築							
(エ) 医療的ケアの体制整備							
点字 144ページ 中段	医療的ケアを必要とする 重症心身障がい児者支援 事業(重症心身障がい児 者等医療型短期入所事 業)	福祉局 障がい支 援課	医療型ショートステイ拡充をめざし病床確保およびサービス提供を実施  重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるようにする。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。			
			6医療機関で実施 延335件、2,327日利用  ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保する必要がある。				
点字 146ページ 上段	大阪市医療的ケア児の支 援に関する検討会議の設 置	福祉局 障がい支 援課	医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る  医療的ケア児とその家族を地域で支えるために、大阪市における医療的ケア児の支援に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関と地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。	医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。			
			平成30年度 平成31年3月29日開催  関係行政機関や関係する事業所等が利用者の立場に立ち、緊密に連携して対応することが求められている。				

### 1-(3)療育支援体制の整備

(ア) 療育支援体制の充実				
点字 148ページ 中段	福祉局 心身障がい者リハビリテー ションセンター 診療所	福祉局 心身障がい者リハ ビリテー ションセン ター	就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ実施する。	
			就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する相談検査をそれぞれ小児科で実施している。 (平成30年度実施件数:新規135件、再診411件、PT訓練65件、その他1,716件)	
			近年、療育相談の充実に対するニーズは非常に高く、発達障がい(疑い含む)の相談が大半を占めている。関係機関と連携をより一層密にし、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努める。	
点字 150ページ 上段	発達障がい児専門療育	福祉局 心身障がい者リハ ビリテー ションセン ター	地域サポートコーチを配置し、発達障がい児(者)の家族に対し、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施。 親支援講座 220回 延2,639人	
			・今後も引き続き発達障がいへの親支援講座を実施するとともに、ニーズ把握を行なながら、必要な研修・支援等を実施していく。  ・親支援講座では、応募者が少なく中止をしたものがあり、講座構成に工夫が必要である。	
(イ) 連携の強化				

施策の方向性	取組(事業)名称	担当	2018(平成30)年度				
			取組指標				
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	今後の方向性 (A:改善)			
			課題(C:評価)				
<b>1-(4)精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備</b>							
(ア)地域精神保健福祉相談体制の充実							
(イ)地域精神医療体制の整備							
<b>1-(5)難病患者への支援</b>							
(ア)医療制度の充実							
(イ)保健事業の充実							